

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会



指宿市実行委員会



第1回宿泊・輸送専門委員会



熱い鼓動 風は南から

2020

燃ゆる感動



かごしま国体・かごしま大会

第75回国民体育大会

第20回全国障害者スポーツ大会

10月3日(土)～13日(火)

10月24日(土)～26日(月)

日時 平成31年1月22日(火) 15時から

場所 ふれあいプラザなのはな館 会議室4

会 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 専門委員会の役割等

6 審議事項

(1) 常任委員会からの付託事項

- ア 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市宿泊基本計画（案）
- イ 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市医事・衛生基本計画（案）
- ウ 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市輸送・交通基本計画（案）
- エ 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市警備・消防防災基本計画（案）

(2) その他

7 閉会

燃ゆる感動かごしま国体かごしま大会指宿市実行委員会

宿泊・輸送専門委員会名簿

平成31年1月22日現在

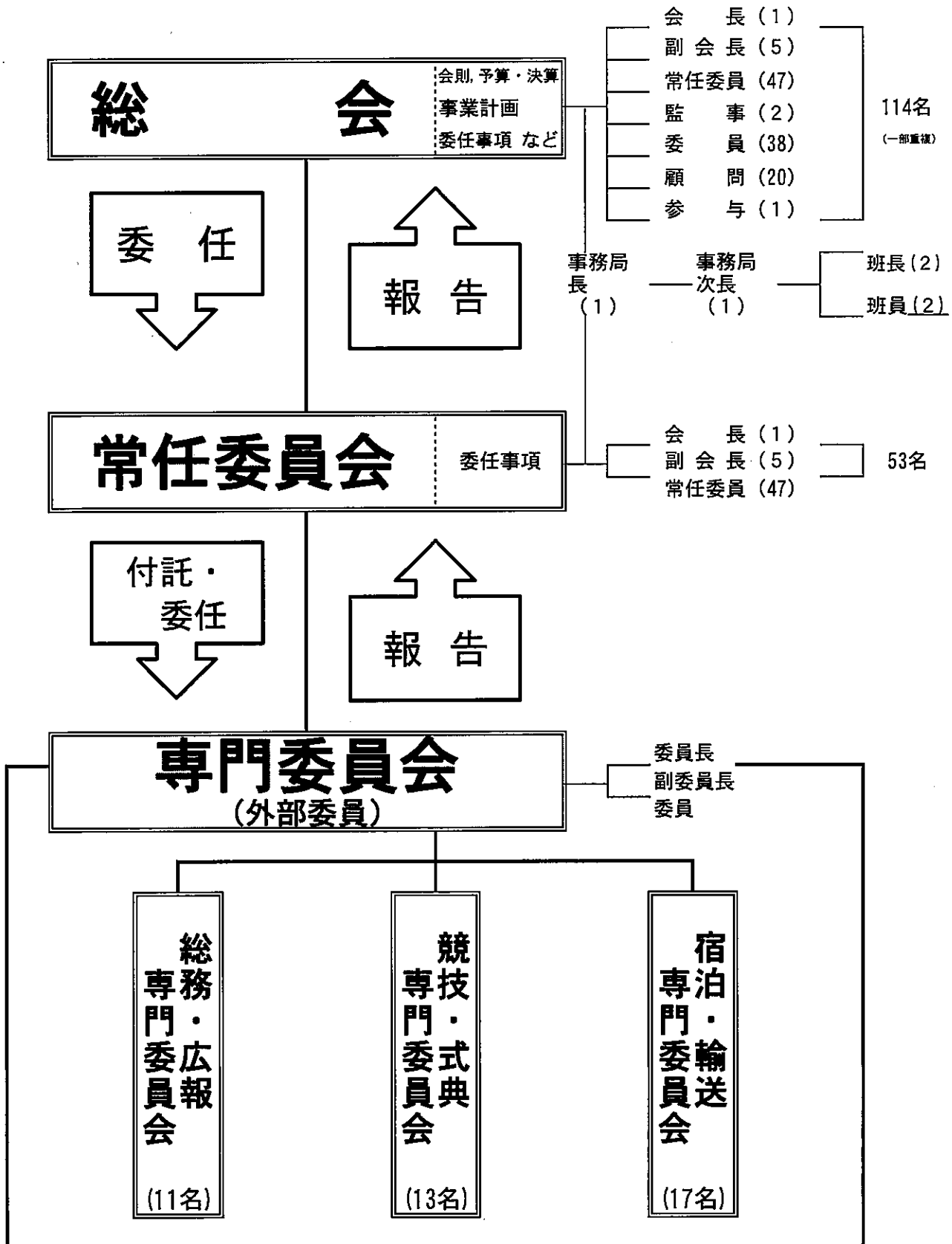
※ 他専門委員会と重複 (敬称略)

番号	所属	役職	氏名	区分	出欠
1	指宿市タクシー協会	会長	別府 竜人	輸送・交通	○
2	公益社団法人 指宿市観光協会	副会長	岩崎 麻友子	宿泊	○
3	指宿医師会	事務長	山野 ゆき子	医療・救護	○
4	鹿児島県南薩振興局保健福祉環境部 指宿支所	技術主幹 兼衛生係長	溝脇 直規	医療・衛生	○
5	指宿地区食品衛生協会	副会長	坂本 聡	食品衛生	○
6	九州旅客鉄道株式会社指宿駅	駅長	湯通堂 勉	輸送・交通	○
7	(株) なんきゅうドック	専務取締役	西本 幸成	輸送・交通	○
8	鹿児島交通株式会社指宿営業所	所長	今塩屋 悟	輸送・交通	○
9	指宿警察署	交通課長代理	今別府 成人	警備・交通	○
10	指宿南九州消防組合	次席	川下 勝利	消防防災	○
11	指宿市消防団	団長	前川 周三	消防防災	○
12	指宿市観光課	課長	※ 山元 成之	宿泊	×
13	指宿市環境政策課	課長	※ 前田 安隆	衛生	○
14	指宿市健康増進課	課長	西 浩孝	医療・救護	×
15	指宿市商工水産課	課長	上田 和成	輸送・交通	○
16	指宿市都市整備課	課長	※ 東 恵一	輸送・交通	○
17	指宿市危機管理課	課長	山下 秀一	消防防災	○

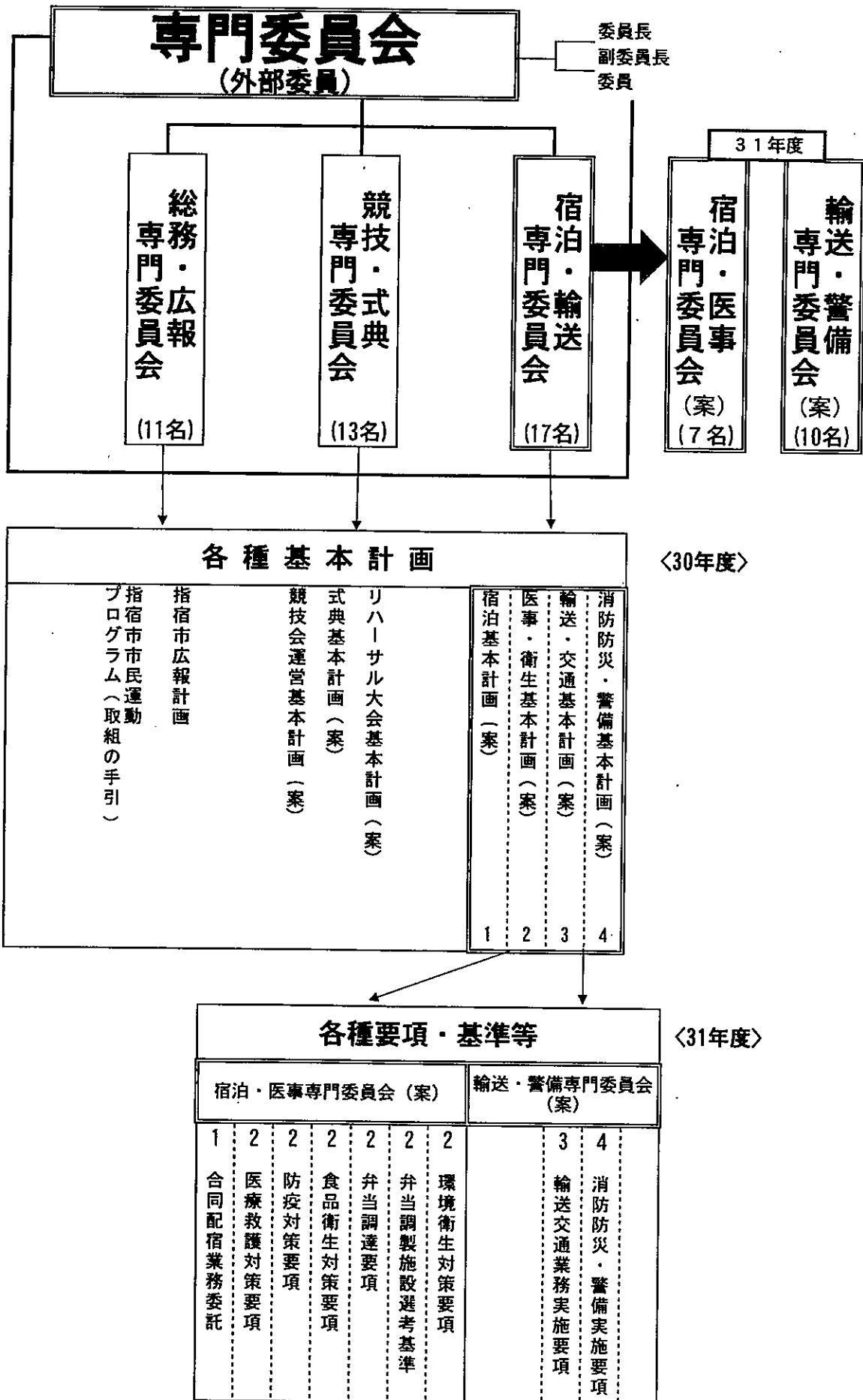
【事務局】

番号	所属	役職	氏名	区分	出欠
1	産業振興部 国体・スポーツ コンベンション推進室	部長	川路 潔	事務局長	○
2		室長	大迫 格史	事務局次長	○
3		主幹	打越 貴人	競技輸送班長	○
4		係長	坂元 智博	総務広報班長	×
5		主査	園田 望	総務広報班員	×
6		主事	田中 滉一郎	競技輸送班員	○

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会組織図



燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会専門委員会



議 事

審 議 事 項

常任委員会からの付託事項

燃ゆる感動かごしま国体指宿市宿泊基本計画（案）

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「宿泊基本方針」に基づき、大会参加者が万全の体調のもと、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、快適な宿泊環境を提供することを目的とする。

2 内容

(1) 宿舍

ア 大会参加者の宿舍は、原則として指宿市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督及び役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況などを勘案し、決定する。

イ 選手・監督を除く大会参加者の配宿は、原則として選手・監督の宿舍とは別にする。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、豊かな自然に育まれた地元産食材を取り入れるなど、郷土色豊かなものとするとともに、食物アレルギーにも配慮するものとする。

燃ゆる感動かごしま国体指宿市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の傷病の発生等について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「医事・衛生基本方針」に基づき、万全な医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備を行うことを目的とする。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者の傷病の発生に速やかに対応するため、関係機関・団体等の協力を得て、万全な医療体制を整える。

（2）防疫

大会参加者の感染症発生を防止するため、県・関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

（3）食品衛生

大会参加者に安心して安全な飲食物を提供するため、県・関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び競技会場等において、食品衛生に対する取り組みの徹底を図る。

（4）環境衛生

大会参加者に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力はもとより、広く市民の理解を得て、宿舍及び競技会場等において、環境衛生に対する取り組みの徹底を図る。

燃ゆる感動かごしま国体指宿市輸送・交通基本計画(案)

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の輸送交通について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「輸送・交通基本方針」に基づき、交通及び道路の状況等に十分配慮し、安全かつ効率的な輸送を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 大会参加者の輸送は、原則として既存の公共交通機関を利用する。

ただし、競技会場、練習会場及び宿泊施設への公共交通機関の状況等から必要と認められるときは計画輸送を行う。

イ 関係機関・団体等と協議のうえ、大会参加者の安全かつ効率的で確実な運送手段の確保に努める。

(2) 交通対策

ア 大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて交通規制を行う。

イ 大会参加者関係車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場周辺道路に案内標識を掲出し、必要に応じ整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

関係機関・団体等の協力を得て、競技会場・練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じ駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

(4) 交通環境対策

大会期間中は、環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者に対し公共交通機関の利用の啓発に努める。

また、市民に対しては、渋滞の原因となる違法駐車防止など競技会場及びその周辺の交通環境対策のための啓発に努める。

燃ゆる感動かごしま国体指宿市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」における警備・消防防災対策について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「警備・消防防災基本方針」に基づき、関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期することを目的とする。

2 内容

(1) 警備対策

ア 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

イ 大会期間中は、暴力事犯・盗犯防止対策等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(2) 消防防災対策

ア 関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関・団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

参 考 资 料

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 第75回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第20回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）に必要な事業を行うため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「本会」という。）を置く。

(事業)

第2条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第3条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他関係機関及び団体の代表者及び役職員
- (2) 市議会議員
- (3) 市関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催準備及び運営に関係のある者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内

(3) 常任委員 50名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会の開催基本方針に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 第7条の規定は、専門委員の任期について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を産業振興部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第 15 条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 16 条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

(会計年度の特例)

2 平成 28 年度の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この会則は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会総会から 常任委員会への委任事項

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）指宿市
実行委員会会則第10条第4項第5号に基づく、総会から常任委員会への委任
事項は、次のとおりとする。

- 1 両大会に関する開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報及び市民運動に関すること
- 3 募金及び協賛に関すること
- 4 実施競技の競技会場，競技運営及び式典に関すること
- 5 競技役員等の編成に関すること
- 6 式典の企画及び運営に関すること
- 7 宿泊及び医事に関すること
- 8 輸送及び警備に関すること
- 9 その他開催準備及び運営に関すること
- 10 その他会務に必要な事項に関すること

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）指宿市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、両大会指宿市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
<p>総務・広報専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備総合計画に関する こと 2 広報の基本的事項に関する こと 3 市民運動の基本的事項に関 すること 4 その他広報及び市民運動に 係る重要な事項に関する こと 5 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関する こと 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備総合計画の進行管理 に関する こと 2 文化プログラムに関する こと 3 広報及び啓発の実施に関する こと 4 市民運動の実施に関する こと 5 報道機関との調整に関する こと 6 記録映像及び記録写真に関 すること 7 他の専門委員会に属さない事 項に関する こと（重要なものを除く。）
<p>競技・式典専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公開競技及びデモンストレー ションスポーツの選定に関 すること 2 競技施設の整備に係る計画 の策定に関する こと 3 実施競技の企画及び運営に 係る計画の策定に関する こと 4 その他実施競技の企画及び 運営に係る重要な事項に関 すること 5 式典の基本的事項に関する こと 6 その他式典に係る重要な事 項に関する こと 	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施競技の運営に関する ことのうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 競技用具に関する こと (2) リハーサル大会に関する こと (3) 競技記録に関する こと (4) その他実施競技の企画及び 運営に関する こと（重要なものを除く。） 2 競技役員等の養成及び編成に 関する こと 3 開始・表彰式の企画及び運営に 関する こと 4 式典音楽の実施に関する こと 5 式典演技の実施に関する こと 6 炬火イベントの実施に関する こと 7 その他式典に関する こと（重要なものを除く。）

名称	付託事項	委任事項
宿泊・輸送専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的事項に関する こと 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生 に係る重要な事項に関するこ と 4 輸送及び交通の基本的事項 に関すること 5 その他輸送及び交通に係る 重要な事項に関すること 6 警備及び消防防災の基本的 事項に関すること 7 情報通信施設整備の基本的 事項に関すること 8 その他警備，消防防災及び 情報通信施設整備に係る重要 な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること 2 医療救護及び防疫に関するこ と 3 食品衛生及び環境衛生に関す ること 4 その他宿泊及び医事・衛生に関 すること（重要なものを除く。） 5 県外参加者等の輸送に関する こと 6 競技会場地の輸送に関するこ と 7 その他輸送及び交通に関する こと（重要なものを除く。） 8 競技会場地の警備及び消防防 災に関すること 9 情報通信施設整備に関するこ と 10 その他警備，消防防災及び情報 通信施設整備に関すること（重要 なものを除く。）

第75回国民体育大会宿泊基本方針

第75回国民体育大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び食事については、大会参加者が最良のコンディションで十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき提供する。

1 宿舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町村内のホテル、旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内のホテル、旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、関係機関、団体等と協議の上、近隣市町村（原則として県内）のホテル、旅館等を利用する。
なお、その地域の実情に応じ、公共施設、民家等も利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）のホテル、旅館等への配宿、及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
- (2) 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、第75回国民体育大会鹿児島県準備（実行）委員会と旅館等の関係団体と協議の上、公益財団法人日本体育協会において決定する。

4 食事

大会参加者に提供する食事は、地産地消を基本とし、安心・安全で栄養素のバランスが良く、鹿児島県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第75回国民体育大会医事・衛生基本方針

第75回国民体育大会に参加する選手・監督，役員，視察員，報道員等及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生について，大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう，次の基本方針により実施する。

1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため，関係機関，団体等の協力を得て，応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し，及びそのまん延を防止するため，関係機関，団体等の協力を得て，防疫体制を整えると同時に，防疫に関する知識の普及及び意識の一層の向上を図る。

3 食品衛生

大会参加者等の食の安心・安全を確保するため，関係機関，団体等の協力を得て，宿舍及び食品取扱施設等の監視，指導を行うとともに，食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上を図る。

4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため，関係機関，団体等はもとより，広く県民の協力を得て，宿舍の衛生対策，廃棄物の適正な処理，ねずみ・衛生害虫等の駆除，飲料水の衛生対策，動物の適正管理等に努めると同時に，環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上を図る。

5 馬事衛生

馬術競技出場馬に対し，関係機関，団体等の協力を得て，必要な防疫措置等を行い，伝染病の発生防止に努めると同時に，傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整える。

第75回国民体育大会輸送・交通基本方針

第75回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送に当たっては、道路及び交通の状況等に十分配慮する必要があることから、次の基本方針により安全かつ確実にを行うものとする。

1 大会参加者の輸送

(1) 県外参加者の輸送

全国から来県する大会参加者の輸送方法については、派遣元の各都道府県で決定する。

なお、必要に応じて、県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て輸送の円滑化に努める。

(2) 総合開・閉会式の輸送

総合開・閉会式における輸送については、県が輸送計画等を策定して実施することとし、会場地市町村、関係機関等の協力を得て輸送の円滑化に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 競技会場地における大会参加者の輸送については、会場地市町村が関係機関等の協力を得て実施する。

イ 同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場地における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 一般観覧者の総合開・閉会式及び競技会場地への輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での総合開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

- (1) 大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 県及び会場地市町村は、総合開・閉会式会場及び競技会場における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、輸送に係る必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、大会開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場地における大会参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進の呼びかけなど、環境に配慮した運営に努める。

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」

警備・消防防災基本方針

第75回国民体育大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

また、大会期間中には、関係機関及び団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

2 消防防災対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助及び救急医療等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他災害の未然防止及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

3 大規模災害・突発重大事案対策

鹿児島県地域防災計画及び各会場地市町村地域防災計画を踏まえ、開・閉会式会場、競技会場、練習会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助、救急医療等に関する諸対策を講じる。

4 関係機関等との連絡調整

県及び会場地市町村は、関係機関及び団体等との緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

